

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める揭示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

4. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科外来診療医療の安全対策

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。

当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。

緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関

東京歯科大学市川総合病院

☎ 047-322-0151

◆歯科外来診療感染対策

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

◆一般名処方加算

後発医薬品があるお薬は患者様へご説明の上、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

◆在宅歯科医療推進加算

歯科訪問診療の月平均延べ患者数が5人以上であり、そのうち6割以上が歯科訪問診療1を算定しています。

◆小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修をすべて修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域医療関連の会議等に参加しております。

連携先医療機関

東京歯科大学市川総合病院

☎ 047-322-0151

◆有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査

義歯（入れ歯）装着時の下顎運動、咀嚼能力または咬合圧を測定するために、歯科用下顎運動測定器、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置または歯科用咬合力計を備えています。

◆歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症の患者様に、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI撮影）機器を設置している医療機関と連携しています。

◆口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

◆歯科技工士連携加算1

患者様の補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。

また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

◆歯科技工加算

生活の質に配慮した歯科医療を充実する観点から、歯科医療機関内に歯科技工士を配置しております。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

◆在宅療養支援歯科診療所2

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、以下の連携医療機関や支援事業者や病院歯科と連携しています。

連携先医療機関 東京歯科大学市川総合病院 ☎ 047-322-0151

◆在宅患者歯科治療時医療管理料

治療前、治療中及び治療後における患者様の全身状態を管理できる体制を整備しており、以下の病院と連携し、緊急時の対応を確保しています。患者様にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき以下の装置・器具を備えています。

連携先医療機関 東京歯科大学市川総合病院 ☎ 047-322-0151

◆**当院では、介護保険を適用しております。**

◆居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。（以下、参照下さい）

(介護予防) 居宅療養管理指導 運営規定

第1条 事業の目的

浮谷歯科医院が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指（以下、「居宅療養管理指導」とする。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」とする。）に対し、適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

1. 事業所の歯科医師等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
2. 事業所の歯科医師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持または向上を目指す。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 事業所名 浮谷歯科医院
2. 所在地 千葉県市川市八幡 1-16-23

第4条 従業員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び居宅療養管理指導等の利用の申し込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。

2. 歯科医師 2名

歯科医師は、居宅療養管理指導等の提供に当たる。

3. 歯科衛生士 4名

歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づいた居宅療養管理指導等の提供に当たる。

第5条 営業日および営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日：月曜日～土曜日
但し、祝祭日及び夏季、年末年始を除く。
2. 営業時間：月、火、水、金曜日は午前10時～午後19時、木曜日は9時～18時とする。
土曜日は午前9時～午後13時とする。

第6条 居宅療養管理指導の種類

1. 歯科医師が行う居宅療養管理指導等
2. 歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導等

第7条 居宅療養管理指導等の利用料及びその他必要な費用の額

1. 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスである場合は、その1割、2割又は3割の額とする。
2. 前項に定める額のほか、居宅療養管理指導等の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
3. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8条 苦情処理と事故処理に関する事項

1. 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。
利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。
2. 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。
また、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第9条 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第10条 その他運営に関する重要事項

1. 事業者は、従業員の資質の向上を図るため、次の通り研修機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。
 - (1) 採用時研修：採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修：年3回程度
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする
4. この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、浮谷歯科医院が定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和7年6月2日から施行する。